



(撮影：古郡弁護士 地名：ヴェネツィア)

暑中お見舞い申し上げます。

平素はひとかたならぬご厚情にあずかり、心から御礼申し上げます。年々暑さが厳しくなるように感じておりますが、皆様、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当事務所も、新しいオフィスに移転してから1年が経ちました。所員一同、新しい環境にもすっかり慣れ、業務にますます邁進しております。

さて、本号では、近森章宏弁護士から、「共同相続された預貯金は、相続開始と同時に法定相続分に応じて当然に分割されず、遺産分割の対象となる」との判断を示した、昨年12月19日の最高裁決定について、同決定の意義や実務に与える影響等を解説いたします。

また、近年外国人観光客が急増している中で、住宅の空き部屋やマンションの一室を利用して旅行者を宿泊させる、「民泊」のルールを定めた住宅宿泊事業法が、本年6月9日に成立しましたので、同法について、工藤研弁護士がご説明いたします。

さらに、「必ずしも、専ら相続税の節税目的で養子縁組をする場合の養子縁組も無効とはならない」との判断を示した、本年1月31日の最高裁判決について、川原奈緒子弁護士が解説いたします。

共同相続された預貯金債権が遺産分割の対象になると判示した最高裁決定について

弁護士 近森 章宏



これまで被相続人が死亡した場合、被相続人名義の預貯金債権は、相続開始と同時に当然に分割され、遺産分割の対象にならないとされてきましたが、平成28年12月19日の最高裁決定により変更され、共同相続された預貯金債権(普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権)は、遺産分割の対象になると判示されました。

以下、最高裁決定の内容及び実務に与える影響等についてご説明したいと思います。

1 これまでの判例

被相続人名義の預貯金債権は、当然遺産分割の対象になるとお考えだった方も多いと思いますが、実はこれまでの判例は、「相続財産中に可分債権があるときは、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となる。」旨を判示して(最高裁平成16年4月20日判決)、預貯金債権は遺産分割の対象にならないと判示していました。

そのため、これまでの実務では、預貯金債権は、相続人全員の合意があってはじめて遺産分割の対象になるものとされてきました。

従いまして、これまでは、預貯金債権については、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員が預貯金債権を遺産分割の対象にすることに合意しなければ、相続人各自が金融機関に対して、自己の法定相続分に相当する被相続人名義の預貯金債権を引き出すことも法的には可能でした。

2 預貯金債権が遺産分割の対象にならない場合の不都合

ところが、預貯金債権が遺産分割の対象にならないとすると、不合理な場面が生じます。今回の最高裁決定の事案もそのような事案でした。

この事案は、被相続人Aの相続人としてB及びCがおり、遺産として不動産(評価額約250万円程度)と預貯金(3900万円程度)がありました。そして、Bは、Aの生前に、Aから約5500万円の贈与を受けており、いわゆる特別受益を受けていました。また、BとCは、預貯金を遺産分割

の対象にすることに合意していませんでした。

その結果、これまでの判例に従うと、預貯金3900万円についてはBとCが半分ずつ取得したうえで、不動産については特別受益を受けていないCが取得することになります。

しかし、この結論ですと、Bは事前にAから5500万円を特別受益として受領しているにもかかわらず、預貯金の半分の1950万円も受領し、一方で、Cは、不動産と預貯金の合計2200万円しか受領できず、不公平な結果となります。

このように、一部の相続人に多額の特別受益があり、特別受益を受けていない相続人が預貯金以外の遺産を受領しても、特別受益を受けている相続人が受領した財産の価額に満たない場合は、特別受益を受けた相続人の方が多く被相続人の財産を受領する結果となってしまいます。

3 今回の最高裁決定の内容

今回の最高裁決定は、遺産分割は、被相続人の権利義務の承継にあたり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とすることから、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、現金のように評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるにあたっての調整に資する財産を遺産分割の対象にすることを要請も広く存在するとしううえで、預貯金は、遺産分割の方法を定めるにあたっての調整に資するという点で現金に近く、預貯金債権(普通預金債権及び通常貯金債権)は共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動しうるものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない等と判示しました。

そして、これらの理由から、預貯金債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象になると判示して、これまでの最高裁判例を変更しました。

これにより、預貯金債権も遺産分割の対象になりますので、上記の事案ではBの特別受益を考慮して、Cが預貯金の全額を受領することになります。

4 最高裁決定が実務に与える影響

今回の最高裁決定により、被相続人名義の預貯金については原則として、遺産分割協議が整わなければ引き出すことができなくなりましたので、注意が必要です。

なお、今回の最高裁決定が、すでに確定している遺産分割調停や審判に何らの影響を与えるものではありません。また、本決定と異なる解釈を前提として遺産分割協議や調停がされていた場合において、その協議や調停の効力が錯誤により無効になるものでもありません。

住宅宿泊事業法(民泊新法)について

弁護士 工藤 研



近年、住宅を活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊が事実上の広がりを見せ、法的整備の必要性が叫ばれていました。過渡的に、大阪府の条例や東京大田区の特区分泊が認められましたが、本年、新たに住宅宿泊事業法が成立し、法的

な裏付けのある住宅宿泊サービスが原則として可能となりました。

新法が対象とする民泊事業は既存の住宅を活用したもので、家主居住型と家主不在型のタイプに分かれ、異なる規制を受けます。家主居住型は、家主の生活の本拠である住宅における家主による物件管理が期待できること

から、家主不在型に比べて緩やかな規制となっています。反対に、家主不在型の場合には、家主による十分な管理が期待できないことから、住宅提供者が登録制の住宅宿泊管理者に管理を委託して適切な管理がなされることが要求されています。旅行中で不在の住宅を貸し出すのは家主不在型にあたります。

また、住宅専用区域内でも民泊営業が可能です。住宅地のマンション等では、管理組合において民泊営業をどのように扱うのか新たな検討問題が生じます。

新法下の民泊営業は、年間180日(泊)を上限とされていますが、これ以下の日数で上限を設定する自治体の条例もあり、提供予定の住宅がどのような地域に存するかも問題となります。

さらに、Airbnb等の仲介業者について、新法では登録制を採用し、必要な規制が課されています。

周辺住民との間のトラブルや犯罪温床のリスク等の危険性も懸念される反面、仲介業者や宿泊サービスに伴う関連業種、さらに住宅所有者の新たなビジネスチャンスとして、適切な制度利用が望まれるところです。

相続税の節税を目的とする養子縁組の有効性

弁護士 川原 奈緒子



1 養子縁組を為すと、遺産に係る基礎控除額が増えることなどによって一定の相続税の節税効果が得られます。今般、最判平成29年1月31日(判例タイムズ1435号95項)において、専ら相続税の節税を目的とする養子縁組の有効性について、最高裁判所の判断が示されました。本件の争点は、相続税の節税のために養子縁組をする場合の縁組意思の有無です。本判決は、これまで判例のなかったいわゆる「節税養子」の効力について、直ちに無効となるものではない旨を示したものであり、重要な意義を有するものと考えられます。

2 本件は、被相続人の子らが、被相続人と養子縁組をした被相続人の孫に対し、当該養子縁組は縁組をする意思を欠くものであると主張して、養子縁組の無効確認を求めた事案です。

3 学説上、「節税養子」の効力を無効と考える説は一部に限られ、多くは節税養子を無効と考えていません。

本判決においても、相続税の節税を目的として養子縁組をすることは、節税効果の発生を動機とする養子縁組にほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは併存し得るものであるとして、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について、民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできないと判断されました。

なお、本判決は、節税の動機があれば縁組意思が肯定されて養子縁組が有効になると判断したものではないと考えられます。相続税の負担軽減のための便法として、養子縁組を仮装したような場合には、養子縁組が無効となるものと思われます(最判昭和23年12月23日民集2巻14号493頁参照)。

4 相続税法上、遺産に係る基礎控除額の算定にあたり、相続人の数に算入される養子の数は、実子がいれば1人、実子がなくても2人までとされています(同法15条2項)。同人数内の養子であっても、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合には、税務署長は、その養子の数を相続人の数に算入しないで更正又は決定できる(同法63条)と規定されていますので、相続税の節税のための養子縁組が直ちに無効とならないとしても、節税効果が得られるとは限らない点に留意が必要です。

近況報告



弁護士 古川 史高

民法の大改正をはじめ、新しい法律が次々と施行されています。「時代おくれ」の弁護士にならないように、事務所の若い先生方と常に勉強するように心がけております。



弁護士 笹浪 雅義

民法債権法が実に約120年ぶり！に改正されました。施行は約3年後とはいえ、国民生活から企業活動にまで多大な影響がありますので、しっかり研究してゆきたいと思っております。



弁護士 岩田 修

昔買わされた無価値の土地を所有しているお年寄りの方に、売って上げる等と甘言を用いて別の土地を売りつける原野商法二次被害が増えています。うまい話には裏があるので気を付けてください。



弁護士 梶浦 明裕

群馬大学病院の術後多数(50例)死亡事件も遂に当事者である執刀医と教授から対面で直接説明。病院・執刀医・教授、3者との関係での被害救済と再発防止を目指します。



弁護士 堀田 和宏

昨年の事務所移転からはや1年が経ちました。移転当初の整然とした執務スペースを見て、今後は整理整頓を心がけようと思っていたのですが・・・。なかなか難しいものですね。



弁護士 工藤 杏平

今年もあっという間に夏がきました。今年の仕事の目標は「悩まずにかくまわずは取りかかる」だったのですが、なかなか実現出来ていません。あと約5ヶ月あります！少しでも改善したいと思います。



弁護士 新森 圭

訳あって昨年10月に大田区に引っ越したのですが、なかなか地元の開拓ができていません。一押しのお店、スポット、募集中です。



弁護士 桧座 祐貴

5月に札幌の母校に行ってきました。キャンパスは、在籍していたころとあまり変わっておらず、懐かしく思いました。当時の気持ちを忘れずに今後も精進していきたいです。



客員弁護士 酒井 由美子

休日は子供を連れて、公園で過ごすことが多いです。暑い日も木々の中は爽やかです。公園の池には亀がいたり、ザリガニ釣りができたりと、東京都内も意外と自然が豊かだと実感します。



弁護士 伊豆 隆義

本年度は、弁護士会内の勉強会にて、東日本大震災等復興支援特別委員会委員長を拝命しました。誰のためでもない、被災者・被害者のための復興支援との観点から活動する所存です。



弁護士 工藤 研

民泊新法を簡単にご紹介しました。家主居住型の宿泊サービス提供は圧倒的に少ないと言われていますが、空き部屋を使ったお手軽な異文化交流も魅力的ですね。



弁護士 井崎 淳二

本年度は、東京弁護士会内の若手の団体の代表を務めることになり、同業の方々だけでなく、異業種や他士業の方々と話をする機会も多く、非常に充実した日々を送っております。



弁護士 近森 章宏

いわゆる電通の労働問題がマスコミで取り上げられるようになってから、労働問題の相談が増えているように思います。労働問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。



弁護士 川原 奈緒子

交通事故に関する研究の場をいただき、非接触事故について発表しました。判例分析や議論を経て、改めて、相当因果関係・過失概念の難しさを痛感しました。



弁護士 飯淵 裕

当事務所に入所して半年が過ぎようとしていますが、お陰様で快適に執務ができております。益々視野を広く高く保ち、皆さまのお役に立てればと思っております。



弁護士 古郡 賢大

今夏はカンボジア(プノンペンなど)に行く予定です。現地で活躍している友人にも会うことになっており大変楽しみです。同国の法律制度についても学べます。



客員弁護士 渥美 三奈子

共謀罪は、犯罪実行行為の予備段階を処罰するもので、刑事法の原理を覆す程の暴挙です。法曹資格のある多数の議員が、何故阻止活動ができないのでしょうか？

事務局便り

最近、週末はサイクリングに出かけています。川沿いや海辺の風や日差しを肌を感じながら走るのは、とても心地よく、気ままに景色を見たり寄り道を楽しんでいます。良いリフレッシュをして、今後も業務に励んで参ります。
(Y.M.)